

実効速度適正化委員会 開催要綱

1. 目的

インターネットのサービス等の実効速度の計測に関する中立性を担保するため、共通化プロセス等の適切性の確認・助言および計測に関する適切性の確保を目的とし、適正な広告表示等を推進する。

2. 名称

本委員会は、「**実効速度適正化委員会**」と称する。

3. 設置場所

本委員会は、電気通信サービス向上推進協議会における委員会とする。

4. 検討内容

- (1) 速度計測に関わる事業者共通のプロセス等の確認および助言
 - ・事業者の契約（第3者への委託）等に関する適切性確保のための基準等
- (2) 速度計測に関わる適切性の確認
 - ・環境設定（計測値点、計測回数等）等のルールに関する適切性
 - ・計測結果の確認および計測結果の公表に関する適切性
- (3) その他関連する事項

5. 構成及び運営

- (1) 本委員会の構成員は、別紙のとおりとし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 本委員会には、委員長及び委員長代理を置く。
- (3) 委員長は、本委員会の構成員の互選により定める。
- (4) 委員長は、電気通信サービス向上推進協議会の求めに応じ、本委員会を招集し、主宰する。
なお、本委員会は構成員の過半数以上の出席をもって開催される。
- (5) 委員長は、本委員会の構成員の中から委員長代理を指名することができる。
- (6) 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、委員長に代わって本委員会を招集し、主宰する。
- (7) 委員長は、必要に応じ、関係者等に出席を求めることができる。
- (8) 委員長は、必要に応じ、サブワーキンググループ等の会議体を設置することができる。
- (9) その他、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

6. 開催

平成27年8月に第1回会合を開催し、その後、年4回開催する。

7. 庶務

本委員会の庶務は、電気通信サービス向上推進協議会の所属団体が行う。

構成員等

【委員長】

廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学 特任教授

【委員】

平野 晋 中央大学総合政策学部 教授

北 俊一 株式会社野村総合研究所上席コンサルタント

福田 健介 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系 准教授

西村 真由美 公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会

花岡 隆春 電気通信サービス向上推進協議会 広告表示自主基準WG 主査

後藤 雅典 電気通信サービス向上推進協議会 実効速度測定G

【オブザーバ】

総務省総合通信基盤局データ通信課

総務省総合通信基盤局消費者行政課

総務省総合通信基盤局事業政策課

(一社) 電気通信事業者協会

(一社) テレコムサービス協会

(一社) 日本インターネットプロバイダー協会

(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

MVNO委員会

(株) NTTドコモ

KDDI (株)

ソフトバンク (株)

Accuver (株)

楽天(株)

(株)インターネットイニシアティブ

イオンリテール(株)